

第3回 接触確認アプリに関する有識者検討会合 議事概要

・開催日時：令和2年9月17日（木）16時00分～17時30分

・場 所：オンライン開催

・出席者：

上原哲太郎 立命館大学情報理工学部情報理工学科教授
楠正憲 政府CIO補佐官
坂下哲也 JIPDEC 常務理事
宍戸常寿 東京大学大学院法学政治学研究科教授
橋本省 公益社団法人日本医師会常任理事
藤田卓仙 世界経済フォーラム第四次産業革命日本センター
森亮二 弁護士、英知法律事務所
山本龍彦 慶應義塾大学法科大学院法務研究科教授

(オブザーバー)

内田勝彦 全国保健所長会会長 大分県東部保健所長
前田秀雄 東京都北区保健所長

・配布資料：

資料1 委員名簿
資料2 接触確認アプリ COCOA の現状と課題
資料3 接触確認アプリ COCOA の改善について（藤田委員提出資料）
資料4 東京都内保健所における COCOA 対応の課題（前田オブザーバー提出資料）
資料5-1 接触確認アプリ 実施処理のログ情報蓄積・送信に関する仕様（概要）
資料5-2 接触確認アプリ 実施処理のログ情報蓄積・送信に関する仕様
資料6 「接触確認アプリ 実施処理のログ蓄積・送信に関する仕様」に対するプライバシー及びセキュリティ上の評価及びシステム運用上の留意事項（案）

・議事概要 （以下、○：委員及びオブザーバーの議論の要約）

(1) 厚生労働省より、接触確認アプリ COCOA の現状と課題（資料2）に関する説明、藤田委員より、接触確認アプリ COCOA の改善（資料3）に関する説明、前田オブザーバーより、東京都内保健所における COCOA 対応の課題（資料4）に関する説明があり、下記のような議論があった。

- 陽性登録に関する同意の部分において、「新型コロナウイルス感染症等情報把握・管理システムに登録された携帯電話やメールアドレスに処理番号が通知される」旨の記述があるが、一般のユーザーにはこれが何を指しているかわかりにくいので、補足説明が必要。
- 接触日が通知される仕様となっているが、その通知を受けた際に接触日を起点にどのように行動すべきかについても示すべき。
- 保守・運用の体制や、プライバシー配慮・セキュリティ対策について、誤解している人が多いように見受けられる。アプリに関するトラストを確保すべく、周知を徹底すべき。
- アプリが取得した情報がどのように流れているかについて、分かりやすく示すべき。
- 評価書におけるアプリの検証に関する記述について、その検証の体制が非常にあいまいになっているため、明確化すべき。
- 量・質の両面から、アプリに関連する業務で保健所の負担が大きくなっている部分が存在している。感染可能期間を外れたリスクの低い層にも通知がいくようになってしまっているアプリの構造は改善すべき。

(2) 厚生労働省より、ログ情報蓄積・送信に関する仕様書（資料5-1、5-2）に関する説明、事務局より、仕様書に対するプライバシー及びセキュリティ上の評価及びシステム運用上の留意事項（資料6）に関する説明があり、下記のような議論があった。

- ログ情報の送信には透明性が求められるため、送付される情報が利用者本人に明示されるようにすべき。
- ログ情報がどこに送られ、どのように扱われるのかについて明記すべき。
- 保健所等に問い合わせコスト等の負担がかからないよう、厚生労働省が責任を持って開発・運用していることを周知いただきたい。
- 利用規約について、第5条第2項第2号において、利用規約そのものの複製が禁止されているが、その根拠が不明確ではないか。

- 利用規約について、第7条第3項において、複数台の端末にアプリを導入する場合、主として用いる一の端末の利用に限定することとしているが、使用する全ての端末に導入する方がよいのではないか。
- ログの情報を開示したとしても、その意味が分からない方も多く存在すると思うが、一般の方々の目線で議論すべき。
- アプリの運用が、PCR検査の体制・HER-SYSの運用にも影響を与えることに鑑み、医療機関側の目線も取り入れていただきたい。
- アプリの運用がPCR検査数に直接的な影響を与えて、保健所業務をひっ迫させることを防ぐため、接触の機会を感染リスクの高い期間等に絞って通知を行うべき。

(3) 以上の議論を踏まえ、下記の点について事務局の対応を求めることとした。

- 評価書において、ログ情報を取り扱える者の範囲を明確にすべきである旨を記載すること。
- 評価書において、保健所をはじめとした関係者の負担にならないようヘルプデスクの運用等において配慮すべき旨を記載すること。
- PCR検査の実務に与える影響やHER-SYSとの連携の在り方について考慮した上で、今後のアプリの運用を検討していくこと。

(4) 検討会合としては、評価書(資料6)の方向性については了承としたうえで、座長一任で事務局において再度見直しを行い、後日修正版を公表することとされた。また、会議における配布資料については、いずれも公開することとされた。